

【図表7】内部統制制度上の評価範囲

売上高を基本に、企業環境や事業特性によって異なる又は追加的な指標(売上高等、複数可)を用いて、連結ベースの一定割合に達している事業拠点を選定する。
全社的な内部統制の評価が良好であれば概ね連結売上高の2/3 程度を一定割合とする。
 なお、関連会社については、連結売上高に関連会社の売上高が含まれていないので、別途各関連会社が財務諸表に対する影響の重要性を勘案して評価対象を決定する。

内部統制		重要な事業拠点 (本社、子会社、支社、支店、事業部等)	重要な事業拠点ではないが 僅少でもない事業拠点	財務報告への影響の 重要性が僅少な事業拠点
①全社的な内部統制		全社的な観点で評価 ※		(原則:すべての事業拠点を評価するが) 重要性を勘案して評価対象と しないことができる
業務 プロセス に係る 内部 統制	① ‘決算・財務報告に係る業務プロセス (全社的な観点の評価が適切なタイプA)	全社的な観点で評価 ※ (全社的な内部統制に準ずる)		(原則:すべての事業拠点を評価するが) 重要性を勘案して評価対象と しないことができる
	それ以外の 業務プロセス // 業務プロセスレ ベルの観点の 評価が適切 なもの	原則、すべてを評価対象 但し、次の業務プロセスは、理由 を記載して、対象外とすることがで きる ①重要な事業又は業務との関連性 が低い ②財務報告に対する影響の重要性 が僅少		財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセス については、個別に評価対象に追加する。 例) ・リスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセス (例)デリバティブ、複雑な金融商品 ・決算業務のうち、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目 に係る業務プロセス(タイプBの決算・財務報告プロセス) (例)繰延税金資産、減損 ・非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクが高い 業務プロセス (例)組織再編 上記では特定の取引又は事象、あるいはその中の特定の主要業務プロ セスのみを評価対象に含めることで足りる
	②企業の事業目 的に大きく関わる 勘定科目に至る 業務プロセス (主要3科目)			
	③上記以外の 勘定科目に至る 業務プロセス (タイプB含む。)			

＜評価対象事業拠点＞

※ 有価証券報告書提出会社、連結対象子会社(組合等含む)、
持分法適用関連会社

一般的な事業会社の場合、原則として、売上高、売掛金及び棚卸資産を指す。
 なお、棚卸資産に至る業務プロセスの評価対象は販売プロセスの他、在庫管理プロセス、期末棚卸
プロセス、購入プロセス等関連するプロセスについて、企業の特性等を踏まえて虚偽記載リスクの発
生を把握できる範囲になるよう適切に判断する。